

平成30年第4回熊野町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成30年9月11日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成30年9月12日

4. 出席議員(16名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
11番 藤本哲智	12番 山野千佳子
13番 久保隅逸郎	14番 中原裕侑
15番 馬上勝登	16番 山吹富邦

5. 欠席委員(0名)

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	宗條勲
危機管理監	貞永治夫
民生部長	光本一也
建設部長	沖田浩
教育部長	横山大治
総務部次長	堀野辰夫

民生部次長	時光良弘
建設部次長	堂森憲治
建設部技術次長	林武史
教育部次長	隼田雅治
財務課長	桐木和義
危機管理課長	西岡隆司
地域振興課長	西川伸一郎
税務課長	須賀雅彦
高齢者支援課長	西村ゆり
住民課長	佛圓至裕
子育て・健康推進課長	立花太郎
生活環境課長	宗像雅充
都市整備課長	福島春樹
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	榎並正和
会計課長	穂坂俊彦

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西村隆雄
議会事務局書記	永谷望

8. 議事日程(第2号)

開会宣告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 熊野町議会災害対策特別委員会の報告について
- 日程第 3 報告第 5号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について
- 日程第 4 報告第 6号 一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて(加藤俊男)

- 日程第 6 議案第 5 3 号 熊野町教育委員会委員の任命の同意について（佛圓悦子）
- 日程第 7 議案第 5 4 号 熊野町教育委員会委員の任命の同意について（佛圓弘修）
- 日程第 8 議案第 5 5 号 平成 3 0 年度熊野町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第 5 6 号 平成 3 0 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 1 号）について
- 日程第 1 0 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第  
1 号）について
- 日程第 1 1 議案第 5 8 号 平成 3 0 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
1 号）について
- 日程第 1 2 議案第 5 9 号 平成 3 0 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
について
- 日程第 1 3 議案第 6 0 号 平成 3 0 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）に  
ついて
- 日程第 1 4 認定第 1 号 平成 2 9 年度熊野町上水道事業会計決算認定について

~~~~~

9 . 議事の内容

（開会 9 時 3 0 分）

議長（山吹） ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達していますので、昨日に  
引き続き会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第 1、一般質問を行います。

初めに、1 番、尺田議員の発言を許します。尺田議員。

~~~~~

1 番（尺田） 皆様、おはようございます。1 番、尺田でございます。

まずは西日本豪雨災害において犠牲となられた方々へ御冥福をお祈りしますとともに、  
被災に遭われた皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。また、このたびの災害で町  
内外より支援いただきました皆様方に対し、心よりお礼を申し上げますとともに、町長  
初め町職員におかれましては、長期にわたる 24 時間体制で対応に当たられた御苦労に対  
し、深く敬意を表する次第でございます。

さて、本日は通告に基づき、7月豪雨災害における要配慮者の支援等について質問いたします。

さきの災害発生により、多くの犠牲者と直接的な被害に見舞われた方がいらっしゃいますが、土砂崩れ等により交通網が遮断され、実質本町は孤立状態となり、また道路がある程度復旧された後も長期にわたり深刻な交通渋滞となりました。それにより、通勤・通学・通院にも影響が出、また、食料等の物資不足となり、間接的な被害という意味では全町民がこうむった災害だったと言えます。

今回の一般質問では、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正の中でうたわれております高齢者・障害者・乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する方、いわゆる要配慮者やそれに準ずる方への支援等に焦点を当てて、要望も含めて質問いたします。

内容といたしましては、支援が必要な人への初動対応、災害後の対応、医療等の支援が必要な人への対応、今回の災害における課題と、今後の対応についてでございます。昨日の一般質問の中で、他の議員さんが聞かれた内容と重複するところもあるかもしれませんが、御了承いただけたらと思います。執行部からの詳細な答弁を求めます。

~~~~~  
議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~  
町長（三村） 尺田議員の「7月豪雨災害における要配慮者の支援等について」の御質問にお答えします。

高齢者や障害者などのいわゆる災害時における要配慮者への支援等については、避難所への避難を呼びかける情報の伝達方法、避難所または福祉避難所へのスムーズな誘導、避難所における設備等への配慮、健康管理、医療支援など多くの配慮を必要とします。

今回の豪雨災害では、町民会館内に開設した福祉避難所においては、要介護の高齢者、身体・知的・精神の各障害者、妊産婦の方の受け入れを行いました。また、協定を結んでいる町内3つの介護施設のうち、2つの施設で要配慮者の受け入れを行っていただきました。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~  
議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 尺田議員の「7月豪雨災害における要配慮者の支援等について」の御質問に、詳細にお答えをいたします。

高齢者や障害者などのいわゆる災害時における要配慮者の支援等について、まず、支援が必要な人への初動対応についてですが、発災当日の17時に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難所への避難開始を町内放送で広報いたしました。

あわせて、避難所の1つである町民会館内に福祉避難所の開設準備を行っております。

その後、19時の避難勧告発令後、全避難所10カ所を開設し、要配慮者を受け入れる福祉避難所も同時に町民会館内に開設をするとともに、町消防団による町内全域の巡回と高齢者等へ避難の呼びかけを行いました。

土砂災害発生後、地域に取り残された要配慮者の避難について、御家族や近所の方による輸送が困難な方については、町の職員が輸送をいたしました。

次に、災害後の対応についてですが、福祉避難所では町の保健師や広島県内外から派遣された災害支援看護師による健康チェック、健康相談等の支援を行いました。ちなみに、町民会館内の福祉避難所で受け入れた人数ですが、8月20日までの46日間で実人数14人、延べ人数95人。福祉避難所として受け入れの協定を行っている町内の介護施設においては、2カ所の施設で実人数4人、延べ人数6人でした。

避難所を退所した方についても、7月25日から保健師等が継続的に訪問を行うなど、心身の健康状態の把握と見守り支援を行っております。

介護サービスや障害サービスを利用している高齢者、障害者等で避難所に避難をしていない方については、ケアマネジャーや介護事業所に被災状況や健康状態等を確認した上で、必要な支援の対応を依頼しております。また、民生委員にも被災地区の見守り等を依頼しております。

次に、医療等の支援が必要な人への対応についてですが、今回の災害では、早い段階から県や医師会等を通じて、医師、看護師等で構成する医療チームや公衆衛生チームを避難所に派遣をしていただき、医療活動等を行っていただきました。

最後に、今回の災害における課題と今後の対応についてですが、災害発生から2カ月が経過し、現在もなお災害の復旧・復興に取り組んでいる過程で総括には至っておりませんが、今回の災害では、発災当初、要配慮者の方の避難所への輸送を町の職員が行いましたが、職員による輸送、いわゆる公助には限界がございます。今後は家族や御近所の住民による避難支援、いわゆる共助が必要であると考えております。

高齢者等避難開始が発令されましたら、避難所等への迅速な避難を誰が行うのかを具体的に決めていただく個別支援計画の作成、計画作成に向けた自主防災組織の立ち上げ等について、自治会や関係機関に協力を呼びかけてまいりたいと思います。

避難所で医療等の支援が必要な方については、避難者が必要とする多種多様な介護用品や医療品を町で備蓄・確保することは困難であることから、本人または御家族みずからがふだんから余裕をもって用意していただけるよう、医師会等と連携し啓発に努めたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） まず、初めに支援が必要な人への初動対応について伺いますが、初動対応が円滑に行うことができる準備はできていたのかというところを伺いたいと思います。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者・障害者・乳幼児等の防災施策において、特に配慮を有する方、これは要配慮者を指しますが、そのうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿、この名簿というのは避難行動支援者名簿のことですが、これの作成を義務づけることが規定されております。

本町においては、当然名簿を作成されているはずですが、要配慮者については、具体的にどのような人が対象となるのか、どのように把握されているのか、人数も含めてお聞かせ願いたいです。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 今の御質問にありました名簿ですが、避難行動要支援者名簿というように国のほうで名称をつけられております。議員御指摘のように、本町におきましても平成25年6月の災害対策基本法改正によりまして、この名簿が市町村に作成することが義務づけられております。

熊野町においては、毎年一人では避難ができない方の名簿をつくるということで、要配慮者の方に対して調査票を送りまして、御自分で逃げるときに支援が必要であるかどうかいうことを出していただいております。

本町の場合、要配慮者の対象者でございますが、75歳以上の高齢者のみの世帯の方、29年度の調査におきましては、2,580人でございます。介護保険の要介護3以上の方、321人でございます。今度は障害者手帳をお持ちの方で、身体障害者手帳をお持ちの方528人、知的障害者の方148人、精神障害者の方150人、そのほか難病患者の方155人、合計3,882人の方、ただ障害者手帳等については重複しておられる方もおられますので、調査対象としましては3,400人の方に29年度は調査票を送っております。そのうち回答が返ってまいりましたのが2,168人ございました。回答返ってきた2,168人のうち、実際に災害が起こったときに御自分では避難所に避難できない、いわゆる避難行動要支援者でございますが、452人おられました。全体の20.8%の方でございました。そのうち個人情報の提供、こういった情報を名簿を活用して実際に避難行動につなげていくためには、やはり地域の方々の御協力が必要となりますので、自治会、民生委員、本町においてはまだまだ設置組織ができておりませんが自主防災組織等へのこういった個人情報の提供について同意をいただいた方が421人ということで、避難行動要支援者のうちの93%の方が個人情報の提供にも同意をいただいております。ということで、実際29年度においてはこのような状況でございました。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~  
1番（尺田） 済みません、それではあわせてお伺いしますが、こちらの名簿の作成については乳幼児等と、災害対策基本法の中で明記されております。乳幼児等ということで、この乳幼児部分についてはどのように整理をされておられるのかということと、また多くの自治体が妊産婦も要配慮者として扱われておりますが、本町についてはどうなのでしょう。

~~~~~  
議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~  
民生部長（光本） まず妊産婦の方についてですが、妊産婦の方は毎年固定をされるものではございませんので、妊産婦の方についてはあえて調査のほうは外しております。

町の母子担当のほうから母子手帳の交付と同時に、出産、育児に至るまで保健師のほう  
が対応いたしますので、そちらのほうで対応するというを考えております。

それと、幼児につきましては、やはり保育所、幼稚園等と連携をしまして、災害時、  
特に台風も含めて、保育所、幼稚園等も警戒の段階から連携をとっておりますので、そ  
ちらのほうの施設とも連携いただきながら対応していくというように考えておるいうこ  
とで、乳幼児のほうも外しております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 法によってですね、義務化されているものについてはしっかり整理され  
とったほうがいいような気がしますが、それでは、次の質問させていただきます。

避難勧告発令後、要配慮者への安否確認が完了するまで、どれだけの時間を要したの  
か、先ほど452人ですか、避難できないという方がいらっしまったと思うんですが、  
こちらについては電話なりで連絡されとったと思うんですが、災害時の職員でこれだけ  
のものを対応するのに大体何時間ぐらいかかったのか、そのあたりをお願いいたします。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 先ほど御説明いたしました避難行動要支援者452人の方について  
のこのたびの災害時における安否確認ですけれども、実は発災当初からこの名簿はでき  
ておるんですけれども、実はこの名簿の活用方法といえますか、実際に名簿をつくって  
おるのか、今の段階で名簿をつくっただけのような状況でございまして、この名簿をも  
とに実は自治会、自主防災組織等をお願いしまして、実際に発災したときに助けに行っ  
ていただく方をやはり設けないといけない。そういう支援をしていただく方を設けない  
と実は機能しないシステムになっておりまして、このたびは452人の方全員に安否の  
確認をとるということはできておりません。

その中に含まれておるんだと思いますけれども、介護サービスを利用されておられる方  
については、ケアマネジャーがおりますので、ケアマネジャーの方に安否の確認等を行  
いました。

それと、要支援者の方については、町の高齢者支援課に設けております包括支援センターの職員が確認をしております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~

1番（尺田） 平成25年にですね、こういった名簿をこういう理由で策定するように指示があって、それ以降これを最大限に活用するようなことをされてなかったということは、災害による危機管理意識というのが執行部のほう薄かったんじゃないのかなというふうに私ちょっと感じるわけですが、この辺の整備もですね、今後進めていただきたいと思います。

次に、災害対策基本法第49条11の2項で定められている関係機関との連携が円滑に行えておったのかということ伺いたしたいと思います。

また、災害対策基本法やそれに伴う内閣府の防災担当が策定しております避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針で、個人情報の取り扱いには留意するようにとうたわれておりますが、個人情報を提供するには、協定を締結する必要があると思います。協定についてはそれぞれ締結しておるのか、そのあたりも伺いたしたいと思います。

あと、先ほど自主防災組織というか、自治会のほうに支援をとということでございましたが、自治会にもこういった情報提供できるだけの体制というのを整えておかんと、そういったことができないというふうに私は思っておりますが、そのあたりも含めて答弁お願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~

民生部長（光本） 前段の連携についてにおいてですが、本町におきましては、特に公共機関であります消防署、警察等については平常時から連携をとということでとっております。ただ、先ほど来申し上げますように、この名簿の活用については、実は気になるのがやはり個人情報の提供をきちっと管理も含めて運用も含めてお願いをするところはやはり自治会、自主防災組織、民生委員等になると思います。やはり個人情報の管理はもちろんですけども、要支援者の確保についての協力等も含めて、自治会等にきちっと

この趣旨を理解いただいて、管理面、運用面も含めて御理解をいただかないと、なかなか個人情報をお預けするということができません。本町においてはそこがまだ環境が整ってないという状況でございます、協定もまだ結ぶ段階にはありませんが、ただやっぱり早急にこの名簿のほうの管理も含めて個人情報の提供、守秘義務、それと避難時の支援者の確保についてお願いのほうはやはり早急にしなければならないというように考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 済みません、先ほどちょっと私が話した取り扱い指針の中で、関係機関なり民間団体と、この名簿活用を最大限にできるように協定を結ぶようにということがうたわれております。これももう5年以上前のことですので、それができていないというのはどうかなというふうに私はちょっと思っておりますし、ちょっと不信感というか、本当に今回の災害が起こるまで防災の意識というか危機管理意識というのは薄かったのかなというふうに残念に思っております。

それでは、次に、災害の対応について伺います。

先ほど、民生部長の答弁の中で早い段階で医師、看護師等の構成する医療チームや公衆衛生チームを避難所に派遣いただき、医療活動を行っていただいたと申されておりましたが、災害が起こってからいつの段階で来られたことなののでしょうか。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 医師・看護師等々で構成するこのたびの医療・保健等の支援についてでございますが、最初に町民体育館、みらい交流館のほうに入っていたのが7月11日でございます。

ちなみに、7月11日から8月31日までの間、いろいろなチームに派遣をいただいております。例えば、医師・看護師・薬剤師で構成するJMAT、これにつきましては延べ100人の医師等に避難所のほうに来ていただいております。医師・理学療法士・作業療法士で構成するJRATにつきましては延べ16人来ていただいております。あ

と、精神疾患の方も大勢おられましたので、精神科医・保健師・看護師で構成するD P A T、精神医療チームでございますが、そのチームを延べ62人派遣をいただいております。そのほか、保健師・看護師等で構成するチームも、体育館、みらい交流館、そして町民会館、東部についても体育館を拠点に巡回をいただいております。

以上のような状況でございます。

~~~~~

議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~

1番（尺田） 被災後7月11日ですので5日後ですか、これがじゃあ、早い段階でと言えるのかなという。ふだんからある程度のこういった広域災害が起こったときのシミュレーションなり、また平時からの連携なりそういったものがとれておれば、もう少し早い段階でこういった方々に来ていただくことができたのではないのかなというふうにちょっと私思ってるわけですが、じゃ、次の質問に入らせていただきますが、こういった町外・町内、それから支援に来ていただいた方に対する受け入れのほうのマニュアルのようなものは策定されてたのでしょうか。この受け入れに対することについては、要配慮者のみならず、全体的なことになると思うんですが、そのあたりをお願いします。

~~~~~

議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~

民生部長（光本） こうした医療チームを受け入れる細かいマニュアル等については策定は特にしておりません。先ほど発災から約5日、こういうことでちょっと遅いというような御指摘もいただきましたが、今回の場合、いち早く広島県のほうと連絡をとり合いまして、まず発災の翌日の7月7日に県のほうと連絡とりまして、県のほうは即、県の医師会等々と各避難所へのチームの派遣について組織化を医師会のほうに依頼をされていうことで、早急にチームをつくっていうことで派遣をいただいております。特にマニュアル等はございませんが、事前に来られる医師会の方、医師の方、看護師チームの方とも事前に電話等での連絡をとり合いましてスムーズに運用、避難所のほうで活動していただくための環境づくり等についての御指導いただきながら、派遣のお願いというか、来ていただく準備を整えたような状況がございました。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員、マイクに近づいてお話しください。尺田議員。

1番（尺田） 当時、スムーズにこういったことで行動できたということについてはとてもよかったことだなと思いますが、その受け入れに対するマニュアルですよね、例えばこのことだけではなくてボランティアなりほかのことで支援いただいております方についても急にそういったことが発生してから考えるのではなく、ある程度予測して準備だけはしておいていただきたい、マニュアルのほうも今後検討いただきたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

続いて、次に医療等の支援が必要な人への対応について伺いたいと思います。

災害時、災害後、町民から私に対し、インシュリンのストックが切れたらどうしたらいいのか、周産期に入っているが、陣痛が来たらどのように町のほうなり、そういった関係機関対応してくれるのか、また医療用の酸素ボンベがなくなったときはどうすればいいのか、人工透析に行かなくてはならないが、どうしたらいいのかなど、多くの不安の声が寄せられました。このことは住民の生命に直結することですので、一つ一つ伺いたいと思いますが、まず、災害時にインシュリンなり必要な医薬品が個人で入手困難な場合は、警察・消防等の協力のもと、またヘリでの町内への搬送も含めてそういった手段も検討いただきたいと思っておりますが、どのように考えられますか。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） インシュリンの投与されておられる方、実は御相談はこのたびございました。ということで、実際には町のほうで、特に福祉避難所等で平時から備蓄準備いうことは不可能でございますので、主治医の方に連絡をとっていただいて、これは処方箋がないと主治医の先生も、インシュリンといいましてもいろいろな、私、素人なんでわからないですが、いろいろな種類とか、やはりその方に合った薬があるということで、主治医以外の方ではなかなか確保いうか処方も書けないということがございました。実際に町内のお医者さんにも相談して、役場のほうにも来ていただいて、御相談乗っていただいたんですが、結果的には主治医の先生に連絡をとって、主治医の先生から薬を提供できる薬局のほうにファクスで処方流していただいて対応していただいたというよう

にしておりました。

そのほかにつきましても、実は福祉避難所のほうにやはり常備しておる薬等については、救急箱程度の常備薬のものしか確保しておりません。特にいろいろな多種多様の薬のほう、平時から備蓄するということは、先ほど言いましたような医師の処方が必要なこともありますので、なかなか困難であるというように考えております。

それともう1件、やはり当日負傷された方でドクターヘリの要請、町が直接行ったわけじゃないんですけども、消防署との救急出動の経緯の中で、ドクターヘリのほうで福山市内のほうの病院のほうに輸送されたというケースも今回ございました。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） こういった医薬品のことについては、今後町のほうとしてもどのようにしていかなければならないのか、そのあたりもよく今後考えていただきたいと思います。

次に、医療用酸素ポンベの備蓄とかそういったものは可能であるのか、どうなのか。こういった医療用酸素ポンベ使われている方というのは、相当数いらっしゃいます。こういったものも備蓄の対象になるべきではないかと思いますが、そのあたりどのように思われていますか。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 医療用酸素ポンベにつきましても、これは薬ではないですけども、やはりその人その人の容量、機器のキャパの問題もありまして、常時用意できるものではないというように考えております。平時からそれぞれの患者の方が備蓄というのは困難かと思いますが、このあたりも地元の医師会さんとも含めてこれからこの課題についていろいろ研究をしてみないといけないというように考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） はい、わかりました。そのように今後地元医師会なりと相談してまたこのあたりもよく検討いただけたらと思います。

次に、人工透析の関係でございますが、本町は昔から人工透析を受けられている方から、そういった医療施設に行くのに大分距離があるし、本町にも人工透析が受けられる医療施設をつくってほしいなど要望なりあったらと思うんですが、今後、今回の災害を受けて、そういったものもちょっと検討いただけないものかと思いますが、当然莫大なお金がかかるとは思いますが、地元医師会なりまた県なり、ちょっと呼びかけてもらえないかと思いますが、どのように思われますか。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 透析患者の方の災害時の対応ということでございますが、透析できる医療施設をつくるというのは、これは県のほうの医師会、県のほうの医療計画の中で位置づけないとできませんので、町単独でつくるということはなかなか難しいと思います。ただ今回のように、災害時に人工透析を実際に町外のほうの医療機関に行ってできないということについてもやはりそういう災害時の緊急時の対応について、医師会の先生方とも相談しながら今後備えるべき課題というように考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） よろしく願いいたします。

続いて、このたび特に熊野トンネルあたりで渋滞が起こりました。そのときに救急車など緊急車両、なかなか出入りしにくいという状況もございましたし、またその後、一旦町外へ救急車が出てしまって、またもとに戻るのも時間がかかるというような話も聞いております。ちょうど災害後に私の父が救急車で運ばれる事態があったわけなんですけど、トンネル大渋滞でございました。そのときに、トンネル通るときに、トンネル内に緊急車両が通れるようなレーンの確保というか、そういったものがされとったらいいなというふうにちょっと私、思ってたんですけども、例えば、トンネル内両側にある歩道部分ですよね、それを片方のみにして、平時はそこを歩道として活用して、こういった

緊急時緊急車両を通すためにある程度の道幅を広げて、緊急車両なり通るような工夫と  
いいですか、こういったことはできないものかと思うんですが、そのあたりどうでしょ  
うか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） なかなか工事を伴う案件となりますので、トンネルのほうの管理は  
広島県道路公社さんのほうでしていただいておりますので、今回のような災害が起こっ  
てはならないんですけれども、もしそういった災害が再び来ることを考慮しましてです  
ね、ちょっと相談させていただきたいと思います。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 済みません、昨日ですね、藤本議員の質問の中で2年以内にもう1本ト  
ンネルをつくってほしいという話でしたが、それを実施するよりかはどちらか  
というと簡単といいですか、なことはなかろうかなと思います。もう1本ですね、ト  
ンネルをふやすということについては、国なり県なりに要望上げるのはタイミングは今  
しかないというふうに思っておりますので、その点もあわせてですね、私からももう1  
本トンネルをふやすということにつきましては、真剣に考えていただけたらと思います。

最後の質問になりますが、今回の災害における要配慮者への対応と今後の課題、具体  
的にどのように考えておるのか、お願いいたします。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 今回の反省と今後のやるべきことなんですが、当初の御質問にあり  
ましたように、実際に要配慮者の方の支援が必要な方についての名簿は毎年作成をいた  
しますので、できるだけそれを活用できるように早急にやはり受け皿である自治会、民  
生委員、未設置のところはほとんどでございますが、自主防災組織等立ち上げていただ  
いて、一つの地域でも早く災害時に要配慮者の方が避難誘導に向けて、安心して避難所

に通えるようなやはり体制づくりのほうに取り組んでまいりたいと思います。

そのほかいろいろ医療面、薬の面等々ございましたが、やはりこれは消防署、警察、医師会等との協力も必要になります。実際にこのように今回長期にわたってのこういう避難所生活も含めた対応は初めてでございましたので、やはり地元の医師会さん等も含めて、特に公助だけではなかなか賄えないのが現状でございます。医療施設等の輸送についても、やはり平素から御自分の御家族であるとか地域の方にそういった協力をいただけるような、そういった地域での良好な関係づくりも含めて、町のほうから積極的に広報等働きかけてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 今回、大きな犠牲を払って得た経験を教訓として、糧として今後に備えていただきたいと思います。

次に今回のような災害が起こったときは、今回以上の円滑な行動ができるように強く期待しております。

町長、先ほど民生部長へ私が要望した内容につきまして、早急な解決といえますか、行動をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で終わります。

議長（山吹） 以上で尺田議員の質問を終わります。

続いて、4番、諏訪本議員の発言を許します。諏訪本議員。

4番（諏訪本） 4番、諏訪本でございます。

このたび発生しました平成30年7月豪雨災害、熊野町においても多くの貴重な人命と財産を失いました。その方々をお守りできなかったといえますか、その方々が被災されたということについて、想像を超えた自然災害であるとはいえ、議員の一人としておわびといえますか、お見舞い申し上げたいというように思っております。

また、このたびの災害を少しでも減災といえますか、防ぐことができなかったかというようなことについては、今後の正確な調査結果を待ってしっかり協議をしてまいりた

いというように思っております。

熊野町の歴史を変えるといいますか、歴史に残るような大きな災害が発生した中で、熊野町では膨大な補正予算を組み、災害への対策、復旧に全力を尽くしておられます。災害当初から職員の方を初め、多くの方々が御尽力されてきたことについて改めて敬意を表したいというように思っております。

そういう中で、私はこの3月に我々が議決している平成30年度一般会計予算を復旧・復興のスタート、第一歩といいますが、復旧・復興の元年と位置づけて、見直すべきところは見直し、取り組んでいかなければならないのではないかとこのように考えております。以上、そのことについて御質問まずしたいと思えます。よろしく願いいたします。

~~~~~  
議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~  
町長（三村） 諏訪本議員の、「豪雨災害による本年度事業の見直し」についての御質問にお答えします。

防災施策に関し、行政への期待や要望、あるいは、町政全般における優先度といった住民の意識は大きく変化したものと思っております。このたびの災害からの復旧・復興を果たし、災害から住民や地域を守る政策を推進するため、関連施策を点検し、必要な見直しを断行してまいります。

本年度事業につきましても、既に一部、変更や中止等の措置を講じたところでございます。町制施行100周年記念事業を初めとする各種イベント類は、事業内容から自粛したほか、災害対応業務、平時と同様に継続すべき業務を円滑に遂行するため、大幅に縮小いたしました。災害対応を最優先とするため、お認めいただいた予算の執行を大幅に変更するものでございますが、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

大型事業では、グラウンドゴルフ場の実施設計の執行を取りやめ、課題整理後、改めて検討してまいります。

町民グランド改修工事は、土砂仮置き場を必要とする新たな事態を想定し、予定した地中排水管の布設を取りやめ、整地により水はけを改善する工法に変更いたします。

筆の里工房周辺開発事業は、実施中の測量業務や用地交渉等は継続して執行いたしますが、公園の本体工事や施設整備は、現時点で先を見通せる状況ではございません。整

備期間の延長も視野に置き、国等の情報の収集に努めてまいります。

予定した安全・安心対策、施設の老朽化対策、教育環境の改善対策等に係る事業は、年度内完了を目指し、鋭意執行に努めてまいります。

このたびの災害を受けた、中・長期的な臨時的事業の再構築につきましては、来年度から策定作業に入る次期総合計画においても十分に整理してまいります。

ハード・ソフト両面の防災・減災対策につきましても、構想中ではございますが条例の起草段階から住民や関係者に幅広く参画いただき、短期的な取り組み、中・長期的な目標等を明らかにしてまいりたいと考えます。

「筆のまち」の歴史と伝統という、優位性の高い地域資源の活用を本町のまちづくりの基軸としつつ、自然の脅威に対処する取り組みを強化・充実させるため、優先すべき事業の選択と経営資源の集中化を一層図ってまいる所存でございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） ありがとうございます。本年度は復旧や復興ですね、こういった事業を最優先に取り組むということで、既に中止したあるいは延期した諸行事もあります。町民の皆さんの心いいですか、心情を踏まえて前向きに取り組んでおられるというようなことで感謝したいというように思います。

その中で、グラウンドゴルフ場の整備について、課題整理後という話がありました。どの課題の整理なのか、あるいはどこまでの時期的な課題なのか、ちょっとこのことをお聞きしたいと思いますが、よろしく願います。

~~~~~

議長（山吹） 宗條総務部長。

~~~~~

総務部長（宗條） 住民の健康づくり活動の促進、そのための環境整備、いずれも重要な行政課題でございます。

グラウンドゴルフにつきましては、現在さまざまな団体・個人が親しんでおられます。健康づくりに適したスポーツとして定着しつつあるものと思っております。このため、グラウンドゴルフ場の整備方針につきましては、現時点で変更するものではございませ

ん。

基本計画を現在策定しておりますが、その中でアンケートでありますとか聞き取り調査を実施いたしております。それによりまして、ハード・ソフト両面でさまざまな意見をいただいております。それらをもとに整備あるいは運営上の課題をこれから明らかにいたしまして、対処方策の合理的な整理が必要であると考えております。

加えまして、自然災害への備え、防災・減災対策の強化充実が急務となっております。この最優先すべき課題の取り組みの進捗も見つつ、いつどのような形態で整備計画を前進させるのか、時期的なものも含め、改めて検討する必要性が生じたところでございます。課題整理後とはこのことも踏まえてということでございます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~  
4番（諏訪本） グラウンドゴルフの設置に関してはね、私らも一応3月の議会で認めておるわけでございますけども、ただ先ほどから申し上げておりますように、こんだけの大きな災害が起こって、その住民、地域の方々のニーズもですね、多少変化してきておるんじゃないかというようなことも私、思っております。町民グラウンドあたりについてはこれは既存のものでございますけども、グラウンドゴルフについては新規に設置するものでございます。

私はこのたびの災害を踏まえたりすると、少し白紙とは言いませんけども、少しちょっと猶予を置いてゆっくり考えたほうがいいんじゃないかなというように思っております。

ちょっと話がそれますけども、やはりスポーツに対するニーズというのは絶えずやはり住民のニーズというのは変更してきております。推移といいますか、かつては例えば身近なところでいえば、ゲートボールがあったりしました。あるいはテニスコートも町内にあったりしましたけども、やはりその時期時期に応じて必要とされるスポーツは変化してきておると思っております。

前にこれは言ったことがあるかも知れませんが、町民グラウンドを整備する際も、野球が随分盛んな時期でございました。あのときには周囲にアスファルト道を通して、田の字にして中央の十字路に国旗掲揚台をつくるというような案を私は見たことがありま

すけども、やはりそういうように時期時期に応じてスポーツのニーズは変化するという  
ことを踏まえていただいて、私は多目的ないずれ何でも使えるような施設にしとくべき  
ではないかなというように思っております。グラウンドゴルフ限定の施設ではないよう  
にしておくべきではないかなというように思っております。きょうの新聞でも、中国新  
聞載っておりましたが、ピンチをチャンスにとあるいは見せてやれ広島の底力と、3年  
後をめどに広島県ではということもありました。やっぱりそういう面でもう少し余裕を  
持って考えていただきたいというように思っております。

それから、町民グラウンドについては、御説明いただきました。多少まだ曖昧な面はあ  
りますけども、復旧やら復興を最優先して取り組んでもらいたいというように思います。

それから、昨日もありました筆の里工房周辺の開発については、先ほど言いましたよ  
うに、これは新規なものでございますけども、災害後の住民の皆さんが求めるまちの魅  
力は何かということも含めて考えたいと思いますが、きょうも昨日の町長の発言でもあ  
りましたし、きょうの新聞にも載っておりますが、しばらく時間がかかるというような  
ことでございます。私はそのことについて特にきょうは、きのうもちょっと議論もあり  
ましたんで、本日はこのことの質問は避けたいというように思います。

それから、安全・安心対策やら教育環境の整備等につきましては、予定に従って進め  
るということで、安心・安全にかかわることでございますので、そのまま進めていただ  
ければというように思っております。

それから次の質問ですけども、中・長期的な事業の再構築は新たな総合計画の策定過  
程で整理するということでございますけども、今の計画は32年までですよね。次の新  
たな総合計画というのは33年からとなると思うんですが、ちょっと中・長期的な事業  
というようなのは、どの事業を指しておられるのか、ちょっとお聞きしたいというよ  
うに思います。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 総合計画に基づく中・長期的な事業ということでございますので、  
あらゆる事業の中ですと、中期的に取り組むもの、あるいは長期的な視野に立って考  
えていくもの、それら全ての事務事業を含めた中長期的な事業ということでございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） ありがとうございます。私はちょっと具体的な事業があるかと思ったもんですから、その事業のことを聞きたかったんですが、特に決まってないということなんで、それまでにしたいと思います。

私、いろんなこと申し上げましたけども、やはり状況は絶えず変化してきておると、このたびの災害の中で私は再検討というべきものはよりよくしてですね、いかなければならないというように思っております。

最後に、私はこのたびの災害にかかわる交通渋滞のですね、反省を生かしてこの機会、要するに本年度ですね、この機会にこそ、昨日も町長が所信表明でも述べられました地理的条件を生かした道路網の整備ですか、要するに都市間交通ネットワーク、こういったことに私は先ほどからも、あるいはきのうからも出ておりますが、私はさらにトンネルをつけ加えてですね、お願いしたいと。

このたびの災害振り返ってみますと、広島熊野トンネルがもしなかったらということをおもいますとですね、熊野だけではなしに大きな大都市、呉市もですね、相当な確率で孤立していたというような可能性もあります。昨日の中国新聞に災害時の代替輸送割合が載っております。これらの数字を参考にしてですね、熊野町のトンネルのあり方、有料無料のこともありますけども、あるいはETC化のこともありますけども、そういった熊野トンネルのあり方。それから難しいという話も聞いておりますけども、県道矢野安浦線の国道へのレベルアップであるとか、広島市、呉市、東広島市の中心、要するによくいうトライアングルですね、その真ん中にある熊野町を中心とする総合的な都市間交通のネットワークづくりをしっかりと検討して、特にプロジェクトチームでもつくってですね、熊野町の意見をしっかりとまとめる必要があるんじゃないかなというように思っております。広島市やあるいは県の検討会議に依存するんじゃないかに、しっかりと持つべきではないかなというようにおもっておりますが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） ただいまの質問に対しまして、大きな課題であるとは考えております。特にですね、県道矢野安浦線、この中に熊野トンネルが入っております。県道矢野安浦

線の事業につきましては、もう長い間かかって、今現在着々と実現に向けてですね、進んでいるところでございます。そうした中ですね、熊野トンネル、確かに2本あったほうがより効果的だとは考えますが、まず第一にですね、現在の矢野安浦線のまず充実を図っていただきたいということで、県や国のほうに今絶えず要望しているところでございます。

こういった形の事業をですね、まず達成をさせてない段階でですね、次の段階でというのがちょっとなかなか言いづらいところもございますし、今回大きな災害が発生しましたこともありますんで、そういった形も観点も持ちながらですね、メインはやはり以前から計画を立てております県道矢野安浦線の完成を目指しながら、こういった形の課題点もありましたという形の中ですね、話の中では持っていくことはできると思えますけど、現時点ではやはり県道矢野安浦線ですね、今の現計画の早い達成を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~  
4番（諏訪本） 以前からのね、熊野町の取り組みの流れからいけば、そういう考え方になると思いますけども、私はやっぱりこのたびのね、災害があった中での、この期を逃してはいけない、きょうも先ほどちょっと言いましたチャンスをピンチにという件の話もありますけども、やはりこれをですね、この機会にですね、今こそ言えるんじゃないかなと。平常時では言えないと思います、今までの取り組みがありますから。しかし今こそ言えるんじゃないかなと思うんですけども、ぜひそれぐらいのですね、意気込みでもってお願いしたいというように思います。ぜひともひとつ町長さんもよろしく願いしたいと思います。

私は、先ほど冒頭に言いましたように、復興・復旧のですね、元年として今年度からできることはすぐに対応して、やっぱり熊野町のまちづくりにですね、安全・安心といいますが、そういったことを優先、やっぱり町民の感覚は、極端なこと言うと、遊ぶこととかあるいはレクリエーション的なことよりも、とりあえずはまず今やっぱり求められておるのは安心・安全だというように思います。そういったことをやっぱりまず充実させることが私は大事なんじゃないかなと。だから先ほどもちょっと言いましたけども、

筆の里工房の周辺の整備事業につきましても、ある意味でいや、飾りの部分なんですよ  
ね。もっと基礎的な部分のことをしっかり土台を踏みしめた基礎的なことをしっかりお  
願いしたいというように思っております。ぜひともそういった、町のほうもそういう方  
針でおられるということを確認して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうご  
ざいました。

~~~~~

議長（山吹） 以上で諏訪本議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時 3 0 分といたします。

（休憩 1 0 時 3 2 分）

（再開 1 3 時 3 0 分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

6 番、片川議員の発言を許します。片川議員。

~~~~~

6 番（片川） こんにちは。6 番、片川でございます。

質問に入る前に、7 月の豪雨災害において犠牲となった皆様方に対し、謹んで哀悼の  
意を表しますとともに、被災なされた方々に心中よりお見舞い申し上げます。ともすれ  
ば、人災ではないのか、このような厳しい言葉も町民より御指摘を受けておる中、町長  
初め町執行部のみならず、我々町議会、そして私、一議員として改めて猛省していかな  
ければならないと思っておるところでございます。立ちどまりつつも、ともに前進しな  
ければならないのではないかと、よくよく鑑みてみななければいけないときではないのかと  
思うところでございます。

そういう思いの中からです、今回熊野町においてこの定例会、一般質問をどうする  
のかという議論を皆様と協議した中、やめることなく町執行部の御心労、御苦勞に敬意  
を表しつつ、通告どおり質問いたします。何とぞ町民にわかりやすい答弁をお願いいた  
すところでございます。

通告書に基づいてですね、2 点。

1 点目はですね、猛暑の中での教育施設の熱中症対策、特に小・中子供たちへの対策  
は。

そして、2点目に7月豪雨災害において。

詳細は通告しておるとおりでございます。わかりやすい答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

~~~~~

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 片川議員の2つの御質問のうち、1番目の「猛暑の中での熱中症対策」についての御質問は、教育長から、2番目の「7月豪雨において」の御質問は、私からお答えいたします。

本町では、昭和44年から災害対策基本法の規定により熊野町防災会議の審議を経て、熊野町地域防災計画を策定し、今までの災害に対応してまいりました。

今回の7月豪雨による土砂災害は、我々が過去に経験をしたことのない長期にわたる被災者対応が必要となり、既存の地域防災計画に沿った十分な対応ができていない面があったことは確かでございます。今後の災害対応の検証をする中で地域防災計画等の見直しを図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、危機管理監に答弁をさせます。

~~~~~

議長（山吹） 貞永危機管理監。

~~~~~

危機管理監（貞永） 片川議員の2番目の「7月豪雨災害において」の御質問に、詳細にお答えします。

本町の防災計画についてですが、現在の熊野町地域防災計画は平成24年8月に一部修正をされたものでございます。

まず、避難所運営について改善点でございますが、地域防災計画では、避難所の運営は、町、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に連携・協力して避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。また、あらかじめ避難所ごとの担当職員を定めるなど、災害発生後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な避難所運営に努めることとしております。

しかし、実際には、予想を超える被害が発生し、これまで職員が経験したことのない

多くの避難者への対応となり、急遽担当職員の増員や本部職員による物資の配布など、手探りの中での避難者の受け入れとなりました。

その後の避難所運営につきましても、これまでにない長期間の運営となりましたが、地域防災計画に沿ったそれぞれの役割分担を明確にした対応が十分にできていなかったことが今回の大きな反省点だと感じております。

今後、自治会や自主防災組織、ボランティア団体の皆様から、避難所運営について御意見をいただくとともに、それぞれの役割を確認し、町の避難所の対応についても、職員一人一人が認識するよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、大原ハイツで緊急工事として実施しております避難路の新設の経緯につきましては、今回の豪雨災害で団地から避難に利用できたグリーンタウン方面への町道と町民グラウンド側への山道の2カ所が土石流や土砂崩れで寸断され避難や救出に時間を要しました。

このため、今後、大原ハイツの住民が避難しなければならなくなったときに、早く、確実に避難するには2方向への車両による避難経路が必須と判断し、土地所有者の御理解と御協力が得られましたので緊急工事に着手したものでございます。

なお、避難路の上流で発生したがけ崩れ対策につきましては、応急処置として大型土のうを設置しておりますが、緊急・急傾斜事業としまして、県により、のり枠工事を施工していただくこととなっております。

次に、大原ハイツの今後の考え方につきましては、現在、大原ハイツ内の上下水道、電気などの復旧はおおむね終了し、道路は砂防ダムの工事が完了した時点で最終的に再舗装を行い、インフラ整備を終了することとしております。

今後、自宅が全壊または半壊などした世帯が再建するに当たって、土砂崩れに対する安全性の確保や向上が非常に重要なことだと考えており、砂防ダムが早期に完成するよう県に協力を行うとともに、大原ハイツ復興のための住民の意見も聞きながら、復興計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、町の地域防災計画の今後につきましては、毎年定期的に検討を加えるとともに、修正が必要と認めるときは、町防災会議を経て速やかに修正を行うこととされており、今回の災害対応における反省点をもとに、少しでも減災につながるよう、現在の地域防災計画の必要な見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 林教育長。

教育長（林） 片川議員の「猛暑の中での教育施設の熱中症対策」についての御質問にお答えします。

近年の猛暑により熱中症での救急搬送件数が年々増加している状況の中、その対策について国を初めとする各行政機関や報道等でも頻繁に注意喚起が行われているところでございます。

現在、学校におきましては、扇風機で暑さ対策を講じているところですが、連日の猛暑に対してその対応については十分なものとは言えない状況であると考えております。

学校では児童・生徒の体調に細心の注意を払いながら、各校とも、体育科及び保健体育科の授業中はもちろん、その他教科の授業中であっても、適宜水分補給し、熱中症予防に努めています。

町としましては、国の交付金を活用し、できるだけ早い段階での空調機器整備を計画し、今年度は整備に向けた実施計画を行っているところでございます。

国も「児童生徒の安全を守るための猛暑対策は喫緊の課題である」として、空調機器整備にかかわる財源確保に努めているとの見解を示しております。

町では来年度に事業採択いただけるよう、交付金申請を行っているところですが、交付金の前倒しによる採択の可能性も視野に、早期整備に努めてまいります。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） よくわかりましたが、前年ですかね、9月に発議させていただきました。おまたちの勝手な圧力ではないかというような圧力を他議員から受けながらさせていただいた、このことの意味を深く感じていただきたいと思いますところでありませう。

今年度に入りましてですね、事業計画、全協で御説明いただきましたね、そのときに各項目何月ごろいう予定書いてございます。空調に関してですね、未定という御返事いただいていたんですね。国の助成交付金、いう情報は我々も入手しておりましたが、直球でお答え願いたいと思うんですが、いつごろを目標に思うておられますか。子供た

ちの環境知っとられるとおっしゃるでしょ。学校へ1週間詰められたことございますか。子供たちと同じ環境で過ごされたことございますか。失礼な言い方ではございますが、役所で、私もこうやって時に役所へ来させていただきます。平素は子供たちと同じような環境にあります。わかりますでしょうかね、子供たちの環境が。数値等データとおられると思いますよ、これ一生懸命やっておられると思います。これも敬意を表しますが、どういう劣悪な状況で、子供たちが、熊野の未来を担う子供たちがどういう環境でおられるか、町職員の方々がどれだけ体で感じ取られとってかな、疑問に思います。

全協で説明いただいたときのこの未定、こういう文字をみたときにですね、私は感じました。そして発議をさせていただいたときにも、とんでもない劣悪な状態になってきたらな。学校現場どうなるとるんかな。私は正直に申し上げて、教育現場にエアコン、こんな甘やかすようなことはあってはならない思いを持っておりました。ただ年々、私が仕事をしていく中でですね、生活をしていく中で、とんでもない環境になってきたらな、この近年の思いでございます。そういう中から発議をさせていただきました。

どうでしょうかね、いつを目標にされておられますか。

~~~~~  
議長（山吹） 隼田教育部次長。

~~~~~  
教育部次長（隼田） このたび今年度実施計画の予算をつけていただきました。7月に実施設計業務の委託契約のほうを実施しております。その実施計画が今年度12月に完了予定となっております。その後、国の交付金、来年度になろうかと思うんですけども、近年の猛暑で前倒しというようなこともあろうかと想定をしながらですね、来年度予算がつくと、補助がつくということで事業を進めております。事業交付金決定があり次第ですね、工事契約のほうを進めさせていただいて、今の段階では全校にですね、エアコンのほう配置できるのが10月頭ぐらいになろうかと、今のところ考えております。  
以上です。

~~~~~  
議長（山吹） 片川議員。

~~~~~  
6番（片川） はい、ありがとうございます。できるだけですね、前倒しいただきましてですね、早期実現をかなえてあげていただきたい、このようにお願いするところでご

ざいます。

それでは、学校のほうはですね、そういう回答いただいたということですね、社会施設ですね。近隣市町村に前例がないのではないかなというような考え方もあるんだろうと思います。しかしですね、この豪雨災害において、体育館避難所になりましたね。前回発議をさせていただいたときに、避難所のことにも提言させていただいたと思うんです。その中で、避難所に際しては、国から補助するよ、または交付するよというときもあの時点で出ておったんですね。その期限が30年以内に申し込みなさいというようなこともあったわけですね。案じておったところなんです。このたびきのうですかね、危機管理監の口のほうから、避難所に際しても空調をいう言葉をおっしゃったんですね。これ、教育委員会は共有しておられますか。

議長（山吹） 横山教育部長。

教育部長（横山） 教育委員会と危機管理課のほうとそういった情報は共有しております。教育施設だけに限って申しますと、体育館のほうにも国の3分の1の補助は使えるといったようなこともございます。また、防災メニューの面でも有利な財源等、そういったものがあるんじゃないかなというようなことの情報共有はしているところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） そうですね、共有されとるんであれば、一つ安心しました。縦割り行政でね、片方しか知とられんのかと、思いが通じてないんかないうとちょっと不安に思ったところなんですけど、いいチャンスじゃないですかね。特に今回のですね、災害において避難所になった体育館、特に何力所がある中でですね、大きく10あるうちの中でも町民会館、それから町民体育館、みらい等いろいろあるんですが、大きなところでいえば劣悪な環境であったのが体育館ですね。避難所という面もあるんですが、これが一番大きなことではあるんですが、社会体育、これを推進していく上でですね、町民の健康増進、そして国保等の件に関しましてもですね、関連して、先駆けてですね、この

体育館、早期で考えていただけないものかということ要望したいと思いますが、どう  
いう考え方でおられますでしょうか。

議長（山吹） 貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） 町民体育館のほうに冷暖房完備していかないかということであろ  
うかと思いますが、今回の災害におきましては連日の高温注意報が出て体育館の中  
というのは大変高温になっているところございました。また、長期の避難生活というこ  
とで国のほうからプッシュ型ということで冷暖房機器が支給されたというところではご  
ざいます。現在の町民体育館の構造というものが冷暖房というのを設置を前提にして建  
てられたものではないため、新たに設置をするということにつきましては多額な費用が  
かかると。先ほど財源等があるということではあるんですけども、それでもやっぱり多  
額のものがかかるということですね、今回の当面ということではありますけども、長  
期避難というような状況になる場合にはですね、町民会館のふでりんホールとかみらい  
交流館のホール、そういったものの冷暖房完備した施設のほうに利用して、長期生活の  
ほうを送っていただけたらいいかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 私の頭がおかしいんですかね。何でしょうね、ここに来てこういう状態  
が起こった中で、ならなぜ体育館を避難所にされたんでしょうかね。今回、地元選出の  
国会議員さんも動かれてくださる中でですね、割に早期にエアコンを完備してくださ  
ったわけですね。もう1日、もう2日あの状態が続いたら新たな犠牲者が出てたかもわ  
からない。

で、私はね、きょう本当静かにやめたい、思いよったんですよ。町長の所信表明にお  
いてもですね、御心労と御苦勞が伝わってくる、そうして町民目線で考えてくださ  
るんだな。皆さんの私までの質問においてですね、その答弁においてまんざら熊野も捨  
てたもんじゃないという思いでございました。なるべくならすんなり終わりたい。

ですが、揚げ足を取るわけではございませんが、ところどころ答弁においてですね、

今後今からの時期は雨は降らないという答弁もございましたね。まだ挙げれば二、三ありますよ。ただ私はあえて言いません。今までの過去においてはこうであるよと、こういう考え方がですね、執行部だけじゃございません、私らも含めてですよ、今まで町議会議員、各質問、この数年の中で、この災害に対して申し上げたこと多々あると思いますが、どこかで熊野にありゃせんじゃろという油断があったんかなというところを私は猛省しておるところでございます、その中でこのたびの一般質問の中でですね、ある程度執行部の気持ちはわかっておったつもりでありますし、わかろうとした部分ではあるんですが、今回町民体育館使いましたね、今後は使わなくても済む計画なんですか。どこで災害が起こるかわからないんですよ。何人被災されて何人避難されるかわからない状態ですね、体育館はしょうがない、もうエアコンがないんだとね、ないんだからあるところで避難するんだ。

もう一つ言えばですね、ある方が提案され、私らも被災者の声を聞いてですね、あるところを使わせてもらおうじゃないかという声かけをしたところ、町の防災計画・避難計画の中に入れておりませんよと、今後町民体育館へ移っていただきます、こういう計画でありますということをおっしゃった、町サイド。ですが、その日に土岐の城の方が避難された。町民会館満杯でしたね。ああおっしゃったんだ、ふでりんホール開放して避難させるんかなという思いでございました。これもなされない。その中で、町民体育館をずっと使われた。

たったこないだのこの実績に対して、今のような言葉が非常に私不思議なんですけどね。いかがお考えですか。

~~~~~  
議長（山吹） 貞永危機管理監。

~~~~~  
危機管理監（貞永） 先ほどのふでりんホールとかくまの・みらいのホールという使い方については、長期になる場合ということが前提になっております。短期、1日2日というような避難のする場合については、申しわけないんですけども、普通の体育館でも避難所を確保しなければいけないので、仕方がないのかなというふうなことは思っております。あくまでも短期の場合にということで、長期になれば冷暖房の施設のほうに移って広く利用していけば当座はしのげるというふうに考えてはあるところなんでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） だから足りるということですね、体育館使わなくても。そういう解釈でよろしいんですかね。

議長（山吹） 貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） 足りるということはちょっと私のほうも、想定外のことはやっぱり起こると、今回大原ハイツと理解を超えた大きなというか、同じような被害が起きたところは出ませんでしたけれども、今後豪雨というのはやっぱり起こることはあるかと思えます。それで、今回の同じような災害が複数の箇所におこった場合にはどうなるのかというシミュレーションこれからしていく上で必要なことであろうかなと思えますけれども、絶対的に足りるという思いは持ってはおりません。やっぱりその時々によって状況が変わっていくもんだと、対応もやっぱり変えていかなければいけないというふうには考えておりますので、何とか避難生活を無事に過ごしていただく方法をこれから検討してまいりたいというふうに思っておりますので、既存の中で何とか利用する上では長期と短期について分けながら今考えている状況でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 町民体育館への冷暖房整備ということでございます。

これにつきましては、当然ながら国のほうから御支援いただいて、10基の、当初はスポットクーラーということでございました。ただそれについては非常にききが悪いということですね、10台の固定型の空調をつけていただいて、何とか避難所の環境が整ったということで、非常に我々としても助かったということで、避難所における設備としてはこれは不可欠なものだという認識を持っております。

短期の避難所か長期の避難所かによって、やはり居住環境というものは考えていかな

いといけないということは、これは当然だと思っております。その中で、町民体育館についてこれどうしていくのかといったことについては、我々も課題として持っております。

ただ、勢い空調設備をつけた場合に、当然ランニングコストというものが莫大かかってまいります。そうなりますと、これは通常時利用者の方の利用料にかかってくるものでもございますので、この点についてはですね、そういったランニングコストがどの程度かかってくるのかといったところも精査をしなければいけませんし、通常体育館を使われている方々の規模といったものも考えないといけないということがございますので、そういったところも慎重に検討しなければならないという状況で、現在のところ我々考えておりますので、このたびの災害についての検証をですね、これからしていく中で、避難所のあり方についてどうなのか、一時避難施設についてはどういうふうに考えたらいいのか、そういう全体的なですね、検証の中で町民体育館についての空調についてはどのように考えていけばいいのかといったところを今後検討してまいりたいというふうに思っております。これからの課題と捉えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 片川議員。

~~~~~  
6番（片川） しっかりですね、考慮いただきたいと思うんですね。

たったこないだ起こったことをですね、しっかり我々胸に刻んでですね、前向きな方向性で検討していただかないといけないと思うところがございますですね、発言に御注意いただきたい。短期の避難所、長期の避難所、偏った表現で言われたように捉えられるとですね、皆様方の苦労水の泡になってしまう。そして、下手に町民の不安をあおってしまうということになりますんで、しっかりやはりですね、感じてきたんだよと、見てきたんだよと、努力したんだよというところ、これ町民にわかっていただかないと、理解を得ないことには皆さんの協力を得られない。得られないということになれば、また被災者生むことになりますんで、ひとつこよろしく願いしておきたいと思います。

ということでですね、今の避難所の件に関しては、社会教育施設に関してはこれでやめますが、今の教育委員会の答弁に対しまして二、三点お伺いしたい。

体育の授業においても水分補給をさせるなどというような気遣いなさっていると。これ

で事足りてないよという意識はありますよということではございました。今できる努力をしていただいております。

ただ私が1点思うのがですね、教育長、お伺いしたいんですが、考え方として、運動会ですね、体育祭、この時期をずらすということはお考えにはなっておられませんか。

~~~~~

議長（山吹） 林教育長。

~~~~~

教育長（林） 今までの天候の関係でですね、日本には四季というものがあまして、秋のすがすがしい時期に体育祭あるいは運動会はやったらいんじゃないかなということではございました。これが日本人の心じゃないかということをおもっております。

しかしながら、御指摘のようにそういった猛暑が続くような状況でございますので、やはり校長会等々と十分協議しながら検討してみたいというように思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 片川議員。

~~~~~

6番（片川） ぜひともですね、四季の様相が変わってきておりますんで、来年度よりですね、御検討いただきまして、恐らく来年になったら涼しうなることは今のところは考えれんじゃないか思いますんですね。わかりませんよ、今異常気象ですから、逆に今度は寒くなるんかもわかりません。これは想定できませんが、その辺考慮いただきましてですね、運動会、体育祭についてはですね、もっと子供たちの体に負担のかからない時期にさせていただきたいと思っております。

教育委員会のほうは、今回は終わりといいたしたいと思っております。

これは責めるんではないんですよ、しっかりと発言をする前に改めて申し上げておきますが、責めるんではございません。今の災害に対しての答弁、しっかり受けとめていかなきゃいけないな、よく考えてくださった答弁だなというところでありますが、なぜ私がおとなしく素直に質問して素直に流して終わらせていただこう思いよったところがこういう発言が多いなとるかいいますとですね、責める気はございませんよ、いいですか、被災者からお伺いした、不安な中で避難生活を送る住民からですね、町長の顔が3日間見えない、避難所へ避難されとる中でですね、顔見たのが3日目だと。大変でし

よう、町長も対策大変だっただろうと思いますよ、これ町民に対して被災者に対して御理解いただけることがあればお答えいただければと思います。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） 避難所に入ったのは、次の日に入ってます。それは見られた方とそうでない方がたくさんおられますんで、通算ですね、総理大臣来られたり、いろんな大臣も来られました。そのときももう、それを含めれば県知事とかですね、4回入ってますし、そのほかにもたしか二、三回は入っております。ただ、あの避難所がやはり出入りが非常に多い避難所です、御存じのように。だから見られてない方もかなりおられるんだと思います。二、三回というのは余りにも少ないんで、その分は御理解いただきたいと思っています。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） ありがとうございます。こういったところで発言していただければですね、誤解も解ける部分もあるんだろうと思います。

もう1点。我々議会人としてですね、全協も開きましたね、町職員、2回目3回目と出ていただきました。町長、この近隣の町村の中でですね、議会の前で説明をいただかなかったのは熊野町長だけなんですね。これに対して非常に不信と不安を持った部分もございます。これに対して我々はどういう考え方をすればいいのか。出てきなさいと、出てきてくださいよという発言をしなかった町議会の気持ちも考えていただきたいのと、ただし、早々に説明をいただければですね、ともすれば今回のこの一般質問もなかったかもわからないんですね。

忙しいのはわかります。我々に説明いただくということはですね、町民全体に説明いただくことの第一歩だと思うんですね。臨時議会で初めてお顔を拝見した。これはどう考えればよろしいでしょうかね。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） いろいろあるんでしょう。確かに忙しかったのは間違いないです。盆が過ぎるまで1日も休んでおりません。それは常に情報が変わりますし、議会にも報告すべきだという考えはございましたが、本当毎日ですね、各部門ともですね、状況がころころ変わるの御理解いただきたい。

先が見えないというのも事実でありまして、まず住民説明会をですね、早目に開催しなければならぬという思いはありました。ただ、あれは何日でしたかね、発災後うちは2週間ぐらいしてやったと思うんですが、住民説明会は早いほうではなかったと思います。ただ、人をあの時間に集めて300人も400人も来られました。何もですね、集まってもらって話すことがなかったら、それこそブーイングなんですね。だからその時点で方向性を2回目の時変わりましたけれども、こういったことを我々考えておるとい、こういった準備とかですね、これを考えますと、これは国・県の調整が要ります。勝手にですね、町がやりますという発言はできません。それは全部砂防堰堤一つ組むにも県もしくは国の直轄事業ということになりますので、それらの調整時間とか考えますとね。

そういったことがあって、遅くなったのは申しわけないと思いますけども、どうしても今回の大災害はですね、我々も初めての経験でありますし、そういった面があったということですね、知っていただきたいと思います。

この議会はですね、恐らく議員の皆さん全員災害対応に関する質問だろうということは予測しておりましたので、9月議会にまとめてですね、我々の対応含めて御質問いただければという思いでこの9月議会に臨んでおります。

以上です。

~~~~~  
議長（山吹） 片川議員。

~~~~~  
6番（片川） おっしゃる意味もようようわかります。苦労も感じておるところでございますが、こういった場合にですね、やはり町執行部とですね、議会ともに歩かなければならぬというところ大前提だろうと思います。まずですね、やはりこういう場合においてこういうことが起きたときにはですね、全協で情報共有をさせていただかないといけない。そして我々も町民より責めを負うておるところでございます。答えようがないんですね。町執行部の動きが我々に見えない。災害の状況が全体的に把握できない。こ

の苦しみもですね、ぜひわかっていただきたい。こういうふうに思います。

もう2つほど頭にあったんですが、今のでちょっと飛びましたね。ということで皆さんお疲れでしょうからね、あんまり長々としてもあれでしょうから、最後にですね、この2カ月間ですね、大変な重い心労の中ですね、御苦労なされたと思います。努力なされたことも頭が下がる思いでございますが、大変だったと思いますよ。

ただ1つあえて皆さんに申し上げて知っておいていただきたいと、このようにずっと思いよったのがですね、大変敬意は表しておりますが、中、小と言わず、小、零細へお勤めの方が日本国民の中でたくさんいらっしゃるんですね。皆様方と違う不安定な就労状態、その中で日々生活に奮闘しておられる。この小、零細においてはですね、寝ずの体制しゅちゅうです。だから、町職員がして当たり前だとは言いません。ですが、大変なんだよということをですね、私も町民に申し上げております。ですが、この言葉が余り前に出過ぎますとですね、町民が反発するんですね。こういうことも知っておいていただきたい。

その中でしっかりとですね、今後ももっと、きょうから今からもっと大変になると思うんですね。復興もしなければいけない、ましてや防災・減災同時にやっていかなければいけないところをですね、今まで足りなかった我々の危機感を共有していただきましてですね、しっかりと前へ進んでいっていただきたいと思います。

最後に改めて町長の決意を一言でお伺いできれば終わらせていただきたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 町長。

~~~~~

町長（三村） 片川議員の御意見、しっかり受けとめまして改めるところは改める。議会にもですね、今後、一度経験しただけでありますんで情報共有図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で片川議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

これより日程第2、熊野町議会災害対策特別委員会の報告についてを議題とします。

熊野町議会災害対策特別委員長から報告の申し出があります。

お諮りします。本件については、申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思います。これを御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって熊野町議会災害対策特別委員会の報告を受けることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 14時14分)

(再開 14時16分)

~~~~~

議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

熊野町議会災害対策特別委員会委員長の発言を許します。荒瀧委員長。

~~~~~

9番(荒瀧) さきの7月豪雨、亡くなられた方、被災された方、心を込めて哀悼の意とお悔やみ申し上げるところでございます。議会は第1歩を踏み出しました。

ここに8月22日に臨時議会で承認された「熊野町議会災害対策特別委員会」の第1回の委員会の内容を報告させていただきます。

まず、議員の行動についての要領をつくりました。ここの議会におきましては、もう一度申します、熊野町議会における災害発生時の対応要綱を定めました。この要綱の目的といたしましては、第1条に次のように規定しております。

熊野町において大規模な災害が発生したときの町議会及び議員の対応等を定めることにより、町の災害対策本部と連携し、被害の拡大防止、被災者の支援及び災害の復旧に寄与することを目的とするとしております。

続いて、第2条以下において、連絡会議を規定しております。

議長は、災害の発生等により町の対策本部が設置された場合において、これと連携し、災害対応に協力・支援等を行うために必要と認めるときは、町議会災害対応連絡会議を設置することができる。議長、副議長、各常任委員会の委員長で構成いたします。

連絡会議が行う事務ですが、議員の安否確認を初め、町の対策本部から災害の情報を収集し、議員に提供する。議員から情報を収集し、整理し、町の対策本部に情報を提供することを目的としております。

また、議員の対応といたしましては、連絡会議へのみずからの安否等の報告や、被災

地、避難所の状況等の報告、救援活動への協力などを規定し、以下の条項におきまして、議会事務局の対応、その他を規定しております。

この第一歩をもとに来年の3月定例議会をめぐり、報告書をまとめ、提言を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で、熊野町議会災害対策特別委員会の報告を終わります。

これより日程第3、報告第5号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第5号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書につきまして、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

まず、健全化判断比率は4指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、当町の全ての会計が黒字となり、赤字額が存在しませんので、比率は算定されません。

実質公債費比率は7.3%、将来負担比率は2.3%でございます。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、当町の水道事業・下水道事業ともに、資金不足額はございませんので、この比率についても算定されません。

以上、いずれの指標も財政健全化団体、財政再生団体としての基準を下回っていることから、当町の財政状況は良好な状態にあると認めていただいております。

ここに監査委員の意見をつけて、御報告申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で、報告を終わります。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第4、報告第6号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第6号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況につきまして、御説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、経営状況を説明するもので、お手元にお配りしております別紙のとおりでございます。

概要といたしましては、まず平成30年度の事業計画では、「竹久夢二の詩と画の世界」、「アートたけし展」、町制施行100周年記念としまして「筆が奏でる琳派の美」などの展示事業を初めとする各事業の内容並びに収支予算を掲載しております。

次に、平成29年度の事業報告では、町が委託している指定管理等の執行状況のほか、「天野喜孝展 想像を超えた世界」、「スズキコージ ズキンドームがたり展」、「スタジオジブリ鈴木敏夫 言葉の魔法展」、「桑田笹舟展 かなの世界～平安から現代への挑戦」などの事業報告に続き、17ページ以降に、非営利事業、熊野筆ブランド推進事業の決算関係の資料を掲載しております。

経営状況でございますが、非営利事業の経常収益が1億7,237万5,706円、経常費用が1億5,827万7,638円となっております。

以上で、提出いたしました、経営状況を説明する書類の説明を終わります。

~~~~~

議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で、報告を終わります。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき、意見を求めることについてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、御説明申し上げます。

平成30年6月30日付で、向久保健蔵委員が退任されたことに伴い、新たな委員の推薦を法務大臣に行うため、人権擁護委員法に基づき、議会の御意見を伺うものでございます。

今回、委員の候補者といたします、加藤俊男氏は、昭和49年から平成25年まで熊野町職員として勤務され、在職中は、多くの人権問題にも取り組まれました。また、自治会役員を務められるなど、地域においても長年、活動を続けられております。

職業経験や人格、知識ともに熊野町の人権擁護委員としてふさわしいと考え、ここに推薦するものでございます。

御審議の上、御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより諮問第1号について採決します。本案については加藤俊男さんを適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、加藤俊男さんを適任とすることに決定いたしました。

~~~~~

議長（山吹） お諮りします。これより日程第6、議案第53号、日程第7、議案第54号の熊野町教育委員会委員の任命の同意についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第53号、日程第7、議案第54号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第 6、議案第 5 3 号、日程第 7、議案第 5 4 号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第 5 3 号及び議案第 5 4 号、熊野町教育委員会委員の任命の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町教育委員会佛圓悦子委員、佛圓弘修委員の任期が、平成 3 0 年 9 月 3 0 日をもって満了することに伴い、新たに委員を任命することについて議会の同意を求めるところでございます。

今回、任命の同意を求めます両氏につきましては、再任をお願いするもので、教育・学術・文化に対する幅広い識見をもって、これまで熊野町の教育行政に御尽力いただいているところでございます。

今後も引き続き、教育委員として御活躍いただきたいと考えておりますことから、任命の同意をお願いするものでございます。

御審議の上、御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第 5 3 号について採決します。本案については佛圓悦子さんに任命の同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 3 号については、佛圓悦子さんの任命に同意することに決定しました。

続いて、議案第 5 4 号について採決します。本案については、佛圓弘修さんの任命に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第54号については、佛圓弘修さんの任命に同意することに決定しました。

~~~~~

議長(山吹) 暫時休憩いたします。

再開は2時45分といたします。

(休憩 14時31分)

(再開 14時45分)

~~~~~

議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第8、議案第55号、平成30年度熊野町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第55号につきまして、御説明申し上げます。

平成30年度熊野町一般会計補正予算(第2号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5億8,506万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億8万5,000円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 内田副町長。

~~~~~

副町長(内田) 議案第55号、平成30年度熊野町一般会計補正予算(第2号)案について、その主な内容を説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、12ページをお開きください。

8款 地方特例交付金におきましては、減収補てん特例交付金が87万5,000円。

9款 地方交付税におきましては、平成30年度の基準財政収入額と基準財政需要額が確定したことにより普通交付税が1億1,527万3,000円。

13款 国庫支出金の2項 国庫補助金では、林道の災害復旧に伴う農林水産業災害

復旧費補助金 5,220 万円を増額するものでございます。

14 ページ中段をごらんください。

14 款 県支出金の 2 項 県補助金では、林地崩壊地の復旧に伴う林地崩壊防止事業費補助金 6,504 万 9,000 円、災害により発生したがけ崩れ対策に伴う急傾斜地崩壊対策事業費補助金 9,660 万円を、16 款 寄附金の一般寄附金では、災害復旧・復興支援寄附金 6,700 万円、指定寄附金では、町制施行 100 周年記念事業に対する寄附金 580 万円をそれぞれ増額するものでございます。

16 ページをお開きください。

17 款 繰入金の 1 項 特別会計繰入金では、公共下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び、介護保険特別会計の平成 29 年度における一般会計繰入金の精算に伴う返還金として、合計で 1,482 万円を増額し、2 項 基金繰入金では、歳入歳出見込みに基づき収支均衡を図るため、財政調整基金繰入金において 2 億 6,610 万 2,000 円を、公共施設等整備基金繰入金では、財源更正により、2,600 万円をそれぞれ減額し、減債基金繰入金では、平成 28 年度公共下水道事業における財政融資資金借入金の繰上償還に要する 761 万 9,000 円を、18 款 繰越金では、前年度繰越金として 7,403 万 1,000 円を増額するものでございます。

18 ページをお開きください。

19 款 諸収入の 5 項 雑入では、臨時職員等社会保険料納付金 94 万 5,000 円、筆の里工房における町制施行 100 周年記念企画展「筆が奏でる琳派の美」に対する宝くじコミュニティ助成金 500 万円、公害対策事業における二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 115 万円をそれぞれ増額するものでございます。

20 款 町債では、豪雨災害により被害を受けた世帯を対象に、生活の立て直しのための資金貸付に係る災害援護資金貸付事業債 4,000 万円、災害関連事業に係る公共事業等債、2 目の土木債 3,220 万円と 8 目の農林水産業債 2,160 万円の合計額として 5,380 万円、都市災害復旧事業債 2,850 万円、臨時財政対策債 222 万 5,000 円、大原ハイツ緊急道路新設事業に係る緊急防災・減災事業債 6,800 万円、林業施設災害復旧事業に係る災害復旧事業債 580 万円。

20 ページをお開きください。

災害廃棄物処理事業に係る災害対策債 1 億 7,210 万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、歳出について主な内容を御説明いたします。

22ページをお開きください。

2款 総務費の1項 総務管理費では、収納金還付事業において、固定資産税及び法人町民税の過誤納金及び加算金の還付に要する経費250万円を増額するものでございます。

2項 企画費の補正は、筆の里工房事業において、宝くじコミュニティ助成金の採択に伴う財源更正でございます。

3款 民生費の1項 社会福祉費では、介護保険一般事業において、包括支援センター長の人件費分として介護保険特別会計への繰出金207万1,000円、後期高齢者医療事業において、平成29年度精算に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金等を1,348万4,000円を増額するものでございます。

24ページをお開きください。

3項 児童福祉費では、子育て支援センター事業において、臨時職員の賃金及び職員手当等17万4,000円を増額でございます。

4項 災害救助費では、災害援護資金貸付事業において、豪雨災害により被害を受けた世帯を対象に、生活の立て直しのための資金貸付に要する経費4,000万円を計上しております。

4款 衛生費の1項 保健衛生費では、公害対策事業において、二酸化炭素排出抑制対策に要する費用83万6,000円を増額でございます。

26ページをお開きください。

2項 清掃費の補正は、災害廃棄物処理事業において、国の財政措置拡充に伴い災害対策債を充当したことにより、財源更正を行うものでございます。

ページの下、5款 農林水産業費の2項 林業費では、大原ハイツ緊急道路新設事業において、くまのファミリー公園から体育館裏の出口までの道路の新設に要する経費4,000万円を増額し、緊急防災・減災事業債の活用に伴う財源更正を行うものでございます。

ページをめぐっていただき、同じく林業費の林地崩壊防止事業において、林地の災害復旧に要する経費8,823万2,000円を、7款 土木費の3項 河川費では、河川災害復旧事業において、小規模な普通河川の復旧に要する経費600万円を、急傾斜地崩壊対策事業において、がけ崩れ対策工事等に要する経費1億3,514万7,000円

をそれぞれ増額するものでございます。

30ページ中段をごらんください。

4項 都市計画費では、公共下水道事業特別会計繰出金において、平成28年度財政融資資金借入金の繰上償還に要する経費及び、公営企業災害復旧事業債借入に伴う財源更正により261万9,000円を増額し、宅地内堆積土砂排除事業において、災害復旧事業債の活用に伴う財源更正を行うものでございます。

32ページをお開きください。

8款 消防費の1項 消防費では、豪雨災害復旧支援事業において、大原ハイツ・グリーンタウンの防災行政無線設備の増設に要する経費500万円を、9款 教育費の6項 社会教育費では、社会教育一般事務、熊野町公民館管理運営事業及び、くまの・みらい交流館管理運営事業において、臨時職員賃金及び社会保険料等に要する経費をそれぞれ合計した、815万2,000円を増額するものでございます。

34ページ中段をごらんください。

10款 災害復旧費の1項 農林水産施設災害復旧費では、農地及び農業用施設災害復旧事業において、水路及び里道の小規模災害復旧に要する経費500万円、林道災害復旧事業において、林道の災害復旧に要する経費6,300万円を増額するものでございます。

12款 諸支出金の1項 基金費では、1億7,274万2,000円を増額するものでございます。

ページをめくっていただき、内訳の主なものは、地方財政法に基づく、前年度繰越金の2分の1の額に相当する3,701万7,000円を財政調整基金に、平成29年度のコーポラス熊野の収支差額705万8,000円を公共施設等整備基金に、災害支援金一般寄附金6,700万円を含めた7,866万7,000円を筆の里づくり基金にそれぞれ積み立て、土地開発基金に5,000万円を繰り出すものでございます。

5ページに戻っていただきますよう、よろしく願いいたします。

第2表の債務負担行為補正ですが、平成30年7月豪雨災害援護資金貸付金に係る貸付利息を実質免除とするための利子補給補助として平成31年度から40年度までの期間において、上限額500万円を追加するものでございます。

6ページをお開きください。

第3表の地方債補正ですが、災害援護資金貸付事業債を4,000万円、緊急防災・

減災事業債を6,800万円、都市災害復旧事業債を2,850万円、林業施設災害復旧事業債を580万円、災害対策債を1億7,210万円それぞれ追加し、公共事業等債の限度額を9,990万円から1億5,370万円に、臨時財政対策債の限度額を3億3,252万2,000円から3億3,474万7,000円に変更するものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

大瀬戸議員。

~~~~~

10番（大瀬戸） 14ページの寄附金に関してですけど、6,700万円ほどの災害復旧復興支援寄附金っていうのがございますが、これの内訳といたしまして、どういった方のどういった形の支援金、寄附金なのかわかる範囲でお願いしたいんですが。例えばふるさと納税はまた別なんだと思うんですが、そのあたりも含めてお願いします。

~~~~~

議長（山吹） 堀野総務部次長。

~~~~~

総務部次長（堀野） 寄附金の6,700万円、今回予算のほうに上げさせていただいているんですけども、この内訳としましては、先ほど議員のほうからもありましたふるさと納税とゆうちょ口座、それから企業等からの寄附というふうな形になっております。以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~

10番（大瀬戸） もう少し詳しく教えていただきたいんですけど、例えば町内外とかですね、例えば町内と町外の寄附金のそういうところはわかりませんか。

~~~~~

議長（山吹） 堀野総務部次長。

~~~~~

総務部次長（堀野） 今、町内町外の分けですけども、具体的にまだちょっと分けのほ

うはしておりませんので、まとめた形での資料となっております。

以上です。

議長（山吹） いいですか。

沖田議員。

5番（沖田） 大原ハイツ緊急道路新設事業なんですけれども、現在ですね、第四小学校に通われている大原ハイツの児童は、被災した道路は通らずにですね、校長の配慮もありまして、今避難道路を通過して通学されております。新たにですね、緊急道路新設された場合にですね、歩道の確保っていうのがすごく気になっているんですけども、その辺きちんと考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） ただいま施工しております緊急避難路について、歩道確保するのかわりということでございます。ただいま施工中の避難路につきましては、道路事業として行っておりません。町道とかですね、そういった公道事業として行っておらずに、あくまでも避難路ということで施工しております。幅員は5メートル確保いたしますけれども、御指摘・御質問の歩道についてはですね、整備する予定はございません。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） もともとですね、通学路として使用されていたところは、被災のひどい場所で、子供たちの心のケアを考えましても、そちらを通過して学校に行くっていうのは、校長のほうも忍びないということで今、避難路のほう通ってこられてるんですが、こちらですね、新設をされる道路に関しましてもですね、歩道の確保ができないのであればですね、カラーをつけるなりなんなり、通学をするために子供が通るっていうことがありますので、そこはぜひともやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） カラー舗装ということになると、ちょっと費用がかかりますので、路側帯を設ける方向で検討したいと思います。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） この件についてですね、教育委員会はどのように考えられているのかお伺いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 横山教育部長。

~~~~~

教育部長（横山） 先ほど議員申されましたように、通学路の件に関しましては、当初今まで通っていたグリーンタウン側を通るのか、もしくは今回新たにできました仮設道路といたしますか、避難路側を通るのかということで、学校のほうも慎重に検討いたしました。そうしたところ、校長のほうもやはり子供たちの心のケアを考えると、新たにできる道路のほう通ったほうがいいだろうという判断のもとに、今2学期が始まりまして、1週間学校長あるいは担当の教諭、そういった先生方が大原ハイツから第四小学校に通う児童について一緒に登校しておりました。そうして、いかに安全に学校まで行くかということをご指導しているところでございます。そうした中で、今回幅員につきましては5メートルの道路ができるということでございます。そうした中で、例えば1メートルぐらいの路側帯ということが引かれるということであれば、また学校のほうにも子供たちにしっかり指導していただいて、いかに安全に第四小学校まで通うかということは徹底指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） いいですか。

ほかにありませんか。

大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 18ページの町債に関してですが、このたびこの災害関係の起債を3億円程度ですかね、補正ということですが、この災害関係の起債は町債は、例えば国の援助でありますとか免除というかな、そういったような減免措置とか援助措置とかがあってというのはどのようになっておるんですか。全くないのかどうか。お願いします。

議長（山吹） 桐木財務課長。

財務課長（桐木） この災害に関しての起債はですね、来年からの交付税の中で算入される予定となっておりますので、そうです。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） だから来年度の交付税にこの起債が、要するによりおまけがつくよというような内容ですか、それでよろしいですか。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 借入金でございますので、これは年々償還していかないといけないということになっております。その償還金に対してですね、普通交付税のほうで例えば95%措置しますとかいったようなことですので、来年度ぽんと返ってくるわけではなくて、償還金に対して普通交付税が上乘せされていくという仕組みになってございます。

以上です。

議長（山吹） いいですか。

ほかにありませんか。

藤本議員。

11番（藤本） じゃ、その今の地方債ですけど、トータルで今幾らになりましたか。

私、5億ぐらいかなと思っておるんですが。

議長（山吹） 宗條総務部長。

総務部長（宗條） 当初予算ベースで今年度公債費でございますが、元金が申されたとおり5億8,500万程度、利子等も含めて6億3,600万円といったような状況になっております。

以上です。

議長（山吹） いいですか。

ほかにありませんか。

沖田議員。

5番（沖田） 災害援護資金貸付事業債なんですけども、これは今現在ですね、申請されている方がいらっしゃるんですか。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） 今回のですね、この議会での予算を受けてですね、早急にですね、要綱等整備するようにしております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） これはですね、大体何人ぐらいを予定されているんですかね。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） 対象となられる方というのがですね、住家の全壊、半壊、それから世帯主の1カ月以上の負傷でありますとか、家財の3分の1以上の損害ということに

なっておりますが、今の4,000万という算定に当たりましては、全壊・半壊の世帯、この世帯がマックスの350万借りられたという前提のもとにですね、そのうちの4分の1、25%の方が申請されてもいいような対応にしております。なお、この25%というのはですね、広島市さんがこれまで芸予地震のときですか、一番多く借りられたようなんですが、そのときは約20%ということで少し余裕を持って25%という計算をさせてもらっております。

以上です。

議長（山吹） いいですか。

荒瀧議員。

9番（荒瀧） 29ページでございますね、急傾斜崩壊対策事業費、これは大原ハイツの費用と考えてよろしいでしょうか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） これはですね、大原ハイツではございません。町内ですね、民地の、例えば家の裏の裏山が崩れたというようなところでございます。これを今4カ所上げております。

以上です。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） じゃ、大原ハイツは県の費用ということでございましょうか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 議員おっしゃられるとおり、事業主体は県でございます。それで、工事費に対して後ほどですね、また町負担金を計上するということになります。

以上です。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 県・国と連携していかないけんわけでございますが、さっきの避難通路、2方向避難という前提と、どちらかで説明があったと思うんですが、どっかの研究機関が安全だよという条件のもとで避難解除が行われたと思うんですが、そのブルーゾーンの上ですね、このあたりの対応費用はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） このたび起きました土石流等に係る砂防事業ですね、これにつきましても先ほどと同じように事業主体は県のほうで実施いただけるということになっております。

以上です。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） そんな中でですよ、今回地震と降雨が並行してまいりました北海道、前の説明でどちらかで考えるのに、これ以上はずれんだろうというふうに研究機関の名前もう一度確認したいんですが、この方の見解は今の降雨だけの条件か、地震が来てこうだったのか、ここの条件もう一度整理したいんですがいかがでしょう。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 機関名は国総研でございます。それで、そのときにいただいております所見につきましては、大前提が降雨ですね、降雨に対して土石流で残った巨石がどうなのかということでございまして、地震の程度はございますけれども、ある程度につきましてはいう所見はいただいておりますが、今回北海道で起きたような震度7級の地震につきましては、その所見の中には入ってございません。

以上です。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） 追って特別委員会でも検証していくになるかと思うんですが、いずれにしても地震も待たなしです。降雨は予兆があります。ずっと雨が降ってます。地震というのは瞬時に参りますので、このあたりの検証もですね、ぜひ県と御協議いただいでですよ、不安の要素があれば、県にもっと予算をつけていただくように御進言というか、お願いをしていただきたいと思っております。

答弁はよろしいです。

議長（山吹） ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第55号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第55号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第9、議案第56号、平成30年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第56号につきまして、御説明を申し上げます。

平成30年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,486万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億6,156万8,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、平成29年度からの繰越金1億4,486万1,000円の増額で

ございます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費で退職被保険者等の療養費の不足見込みにより、負担金補助及び交付金 1,145万8,000円の増額を、前年度繰越金から基金への積立金9,000万円、諸支出金の償還金及び還付加算金では、平成29年度の実績により、国庫負担金等が過剰交付となっていたことから、償還金利子及び割引料4,340万3,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第56号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第10、議案第57号、平成30年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第57号につきまして、御説明申し上げます。

平成30年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ897万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億4,060万3,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、一般会計からの繰入金261万9,000円、平成29年度から

の繰越金 1 3 5 万 8 , 0 0 0 円、町債では、公営企業災害復旧事業債 5 0 0 万円の増額でございます。

歳出予算の内容は、総務費の総務管理費において、平成 2 9 年度の精算として一般会計への繰出金 1 3 5 万 8 , 0 0 0 円、平成 2 8 年度財政融資資金長期債借入分の繰上償還による償還金利子及び割引料では、元金償還金 7 1 9 万 6 , 0 0 0 円、利子償還金 4 2 万 3 , 0 0 0 円を増額するものでございます。

下水道施設災害復旧費は、地方債を計上することにより財源更正をするもので、第 2 表地方債補正において、災害復旧事業債 5 0 0 万円を追加しております。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~  
議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第 5 7 号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 7 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（山吹） これより日程第 1 1、議案第 5 8 号、平成 3 0 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~  
町長（三村） 議案第 5 8 号につきまして、御説明を申し上げます。

平成 3 0 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 , 2 0 0 万 1 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予

算の総額を7億2,474万5,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、一般会計繰入金1,345万円、平成29年度からの繰越金1,854万9,000円の増額でございます。

歳出予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金で、平成29年度療養給付費負担金等の精算に基づき、負担金補助及び交付金3,199万8,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第58号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第58号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第12、議案第59号、平成30年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第59号につきまして、御説明を申し上げます。

平成30年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第1号）案の、保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,475万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億7,137万3,000円とするものでございます。

歳入の内容は、平成29年度精算による支払基金交付金の不足額449万6,000

円、一般会計からの繰入金 207万1,000円、平成29年度からの繰越金 6,779万7,000円を増額するものでございます。

歳出の内容は、地域支援事業費では、臨時職員の賃金及び共済費に要する経費 234万5,000円、介護給付費準備基金積立金 5,003万3,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金では、平成29年度の実績に基づく国庫負担金等の返還に 986万1,000円、平成29年度の精算による一般会計への繰出金 1,251万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 94万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 820万5,000円とするものでございます。

内容は、平成29年度からの繰越金 94万3,000円を、一般会計へ繰り出すものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第59号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第59号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第13、議案第60号、平成30年度熊野町上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第60号、平成30年度熊野町上水道事業会計補正予算（第1号）案につきましては、収益的収入予定額を1,296万円増額し、総額を5億4,340万円とし、収益的支出予定額を550万円増額し、総額を5億3,161,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を1,639万9,000円増額し、総額を3,618万円とし、資本的支出予定額を2,400万円増額し、総額を1億5,186,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、県道矢野安浦線の拡幅工事に伴う受託工事収益及び配水設備に係る工事費の増額、また開発地申請に伴う特別利益、開発費収入、工事請負費等の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

9番（荒瀧） 開発に伴う戸数がどの程度になりますか。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 荒瀧議員御質問の開発に伴う戸数につきましてでございますが、萩原3丁目での開発で20戸、川角1丁目での開発地で29戸、中溝1丁目アパート1棟、以上でございます。

議長（山吹） いいですか。

ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第60号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第60号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第14、認定第1号、平成29年度熊野町上水道事業会計決算認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 認定第1号につきまして、御説明申し上げます。

平成29年度熊野町上水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度の熊野町上水道事業会計決算に監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま提案されました認定第1号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。また、本特別委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、認定第1号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託し、また地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することに決定しました。

~~~~~

議長（山吹） お諮りいたします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名することに決定しました。

~~~~~

議長（山吹） お諮りします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員長に藤本議員、副委員長に竹爪議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長に藤本議員、副委員長に竹爪議員を指名することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。お疲れさんでございました。

（散会 15時33分）